

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のしおり

〔 社協貸付が終了等している求職者・
生活保護申請希望者に対する支援制度 〕

那覇市 福祉事務所

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援について

1 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金とは（生活保護受給者は対象外です）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、社会福祉協議会が実施している緊急小口資金等の総合支援資金の再貸付（以下、再貸付という）が終了する等により、再貸付を利用できない世帯、又は、総合支援資金の初回支給及び緊急小口融資が終了する方に対し、就労による自立を図る。そして、それが困難な場合には、円滑に生活保護の受給へつなげるために「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」（以下、本支援金という）を支給します。

2 支給の対象者

申請時に次の①～⑥のいずれにも該当する方が対象です。

次のいずれかに該当する者であること

- ①
- イ) 申請月の前月までに、総合支援資金の初回支給及び緊急小口融資又は再貸付が終了している。
 - ロ) 申請月が、総合支援資金の初回支給及び緊急小口融資又は、再貸付の最終借入月である。
 - ハ) 総合支援資金の再貸付が不承認となった。
 - ニ) 自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった。

- ② 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること

【収入要件】

申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一世帯の方の収入の合計額が、下表の収入基準額以下であること

世帯員数	収入基準額（基準額+住宅扶助基準）
単身世帯	1 1 3, 0 0 0 円（81,000円+32,000円）
2人世帯	1 6 2, 0 0 0 円（124,000円+38,000円）
3人世帯	2 0 0, 8 0 0 円（159,000円+41,800円）
4人世帯	2 3 8, 8 0 0 円（197,000円+41,800円）
5人世帯	2 7 6, 8 0 0 円（235,000円+41,800円）
6人世帯	3 1 8, 0 0 0 円（273,000円+45,000円）
7人以上世帯	3 6 0, 0 0 0 円（310,000円+50,000円）

③

【資産要件】

申請日における、申請者及び申請者と同一世帯の方の所有する金融資産（預貯金・現金）の合計額が下表の金融資産の合計額以下であること

世帯員数	金融資産の合計額	世帯員数	金融資産の合計額
単身世帯	4 8 6, 0 0 0 円	3人世帯	9 5 4, 0 0 0 円
2人世帯	7 4 4, 0 0 0 円	4人世帯以上	1, 0 0 0, 0 0 0 円

④

【求職活動・生活保護申請要件】

次の（1）または（2）のいずれかの活動をする者であること

- ⑤
- （1）公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。（以下のイ～ハいずれも満たすこと）
 - イ) 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。
 - ロ) 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける。
 - ハ) 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける。
 - （2）生活保護を申請し、決定が行われていない状態にあること。

- ⑥ 申請者及び申請者と同一世帯の方のいずれもが暴力団員でないこと。

3 支給方法、支給額

【支給方法】

- ・那覇市が当月分の支援金を、申請者が指定する銀行口座へ月に1回、直接振り込みます。

【支給額】

単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
月額6万円	月額8万円	月額10万円

4 支給期間（申請期限 令和4年8月31日まで）

- 本支援金の支給期間は3か月です。
ただし、支給期間中に、常用就職後、受給者の就労収入が収入基準額を超える収入を得た場合、原則としてその収入が得られた月の支給から中止します。

5 申請の受付及び申請書類の配布について

- 令和3年7月1日から令和4年8月31日まで受付しております。
- 申請書は、那覇市ホームページの他、那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター（那覇バスターミナル6階、グッジョブセンター内）で配布しております。

6 本支援金受給中の就職活動等

- (1) 2 支給の対象者⑤に準じた活動を求めます。
 - イ) 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。
 - ロ) 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける。
 - ハ) 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける。
※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、各活動は主に書面等での報告としています。
※当面の間、ロ）、ハ）の活動は、月1回以上とし、既定回数が緩和されています。
- (2) 生活保護の申請が却下となった場合、その翌月から上記イ～ロの活動を求めます。

7 本支援金を受給中に常用就職をした場合は届出が必要です

- 支給決定後、申請者が常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」（様式7）と収入額を確認することができる書類を毎月、那覇市PSに提出してください。
※常用就職により得られた収入が収入基準額を超えた場合、その月の支給から中止します。

8 本支援金の申請をするために必要な書類

- チェックリストをご参照ください。申請書を郵送で受け取った方はチェックリストが同封されています。那覇市公式ホームページでこのしおりをご覧いただいている方は、ホームページ内に掲載されていますので、そちらをご確認ください。

9 本支援金の申請から決定までの流れ

- 本支援金の支給申請
 - ・申請者は、申請書等に必要書類を添えて、那覇市PS宛てに提出します。
- 本支援金の審査
 - ・申請書等の確認のため、聞き取りや申立書への記入を指示する場合があります。
 - ・那覇市による審査の結果、受給資格ありと判断された場合、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書」を交付します。同時に「常用就職届」（様式7）、「職業相談確認票」（様式5）の用紙、必要に応じて「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金常用就職活動状況報告書」（様式6）の用紙を配布します。
 - ・受給資格がない場合、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金不支給決定通知書」が交付されます。

10 本支援金を中止する場合があります

- 本支援金を受給中に常用就職し、就労により得られた収入が収入基準額を超えた場合、その収入が得られた月の支給から中止します。
- 本支援金の支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合また、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- 支給を中止する場合には、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金中止通知書」を交付します。

11 再支給

- 本支援金の支給期間に誠実かつ熱心な就職活動を行ったにもかかわらず、なお自立への移行が困難であった者で自立支援金の初回支給期間（3ヶ月）内に、いずれの月においても就職活動要件を満たしている者には、申請により再支給を行います。
- 支給終了または支給最終月に申請してください。
- 支給期間は3か月です。

12 その他

- 本支援金の受給後に、虚偽の申請や届け出など不適切受給に該当することが判明した場合、支給を中止するとともに、既に支給した給付の全部又は一部について返還していただく場合があります。
- 犯罪性のある不適切受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力をを行い、厳正な対応を行います。

13 相談窓口（郵送申請可）※面談を含む相談全般は事前予約制です。

- 相談窓口 那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター（自立相談支援機関）
- 所在地 那覇市泉崎1丁目20番1号 カフーナ旭橋A街区6階（グッジョブセンターおきなわ内）
- 電話番号 **090-9783-4703/090-9783-4704**（事前予約問い合わせ電話番号）
- 開所日 月曜日から金曜日まで（祝日を除く）
- 受付時間 午前9時から午後4時まで
- 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金業務委託元
那覇市 福祉部 保護管理課
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金担当